**平成２１年（フ）第７９８号**
茨城県那珂郡東海村大字村松1515番地
債務者　滝口　愛子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
水戸地方裁判所

**平成２１年（フ）第８１０号**
水戸市酒門町1425番地の２
債務者　堀井　　誠
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
水戸地方裁判所

**平成２１年（フ）第８１９号**
水戸市赤尾関町302番地
債務者　塚本　博樹
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
水戸地方裁判所

**平成２１年（フ）第８２２号**
茨城県笠間市笠間1821番地７サンハイツ遠の森602号
債務者　小林　　博
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
水戸地方裁判所

**平成２２年（フ）第２号**
茨城県東茨城郡茨城町大字長岡4512番地２
債務者　門脇　昭三
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
水戸地方裁判所

**平成２１年（フ）第３４１号**
茨城県つくば市高野366―１　レオパレスアイステイつくば107号室、住民票上の住所茨城県水戸市藤が原３丁目２番地の４
債務者　佐藤　英蔵
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２１年（フ）第３５０号**
茨城県石岡市東大橋2191番地
債務者　中面谷峯夫
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２１年（フ）第３５１号**
茨城県石岡市東大橋2191番地
債務者　中面谷幸子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２２年（フ）第５号**
茨城県かすみがうら市稲吉南３丁目４番14号
債務者　飯田　絹江
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２１年（フ）第６５１号**
石川県かほく市高松甲16番地15　ラフィネⅢ102号、従前の住所金沢市米泉町７丁目73番地１
債務者　津山　昌也
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
金沢地方裁判所

**平成２１年（フ）第６５２号**
石川県白山市相木町602番地３　県営相木住宅１号棟201号、従前の住所石川県白山市相木町602番地１、従前々の住所石川県白山市北安田町767番地１
債務者　磯端　　真
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
金沢地方裁判所

**平成２１年（フ）第６６２号**
金沢市本多町１―11―１、住民票上の住所金沢市山科町ソ40番地８
債務者　前川　洋子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
金沢地方裁判所

**平成２１年（フ）第６６８号**
金沢市駅西新町３丁目９番16号　ロイヤルハイム西305号、従前の住所石川県かほく市宇野気チ109番地２
債務者　佐々木秀政
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
金沢地方裁判所

**平成２１年（フ）第６６９号**
金沢市駅西新町３丁目９番16号　ロイヤルハイム西305号、従前の住所石川県かほく市宇野気チ109番地２
債務者　佐々木一子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
金沢地方裁判所

**平成２１年（フ）第６８１号**
石川県河北郡津幡町字浅田丙13番地　池アパート15号、従前の住所富山県高岡市江尻１番地７　サンビームマンション303号
債務者　常川　　勝
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
金沢地方裁判所

**平成２１年（フ）第６８４号**
金沢市上荒屋４丁目126番地　アイビーハイム202号室、従前の住所石川県河北郡内灘町字アカシア１丁目73番地
債務者　酒井　憲子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
金沢地方裁判所

**平成２１年（フ）第６９２号**
石川県石川郡野々市町字柳町64番地
債務者　山本　モト
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
金沢地方裁判所